

## 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会表彰規程

(目 的)

**第1条** この規程は、飯田市社会福祉大会において行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別功労表彰)

**第2条** 社会福祉事業に従事した者で功績顕著な個人を特別功労表彰とし、次の各号に該当する者について選考のうえ表彰する。

### 1 大会長表彰

(1) 以下の社会福祉事業のいずれかに7年以上従事し、功績顕著なる者。

- ア 各種団体（市単位）の理事
- イ 民生児童委員
- ウ 保護司
- エ 人権擁護委員
- オ 飯田市結婚相談員
- カ 身体障がい者相談員
- キ 知的障がい者相談員
- ク 各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する組織の役員

(2) 選考にあたっては、以下の点に留意する。

- ア (1)の従事期間に、旧社協委員及び各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する者としての従事期間と、地区結婚相談員の従事期間を3年まで加算することができる。
- イ 同一人に再び同一の表彰は行わない。
- ウ 同一人で複数の役職を務めている場合には、役職ごとの年数を加算することができるものとするが、重複する期間を加算することはできない。

### 2 名誉大会長表彰

(1) 大会長表彰受賞後3年を経過した者の内、以下の社会福祉事業のいずれかに10年以上従事し、功績顕著なる者。

- ア 各種団体（市単位）の理事
- イ 民生児童委員
- ウ 保護司
- エ 人権擁護委員
- オ 飯田市結婚相談員
- カ 身体障がい者相談員
- キ 知的障がい者相談員
- ク 各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する組織の役員

(2) 選考にあたっては、以下の点に留意する。

- ア (1)の従事期間に、旧社協委員及び各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する者としての従事期間と、地区結婚相談員の従事期間を4年まで加算するこ

とができる。

- イ 同一人に再び同一の表彰は行わない。
- ウ 同一人で複数の役職を務めている場合には、役職ごとの年数を加算することができるものとするが、重複する期間を加算することはできない。

(感謝状表彰)

**第3条** 社会福祉事業に積極的に従事した者・団体を感謝状表彰とし、次の各号に該当する者・団体について選考のうえ表彰する。

(1) 以下の社会福祉事業に6年以上従事し、功績顕著なる者・団体

- ア 各地区まちづくり委員会等において地域福祉を推進する組織の委員
- イ 各地区結婚相談員
- ウ 活動を継続的に行っているボランティア団体
- エ 個人として地域福祉に貢献した者で委員会が認めた者

(2) 選考にあたっては、以下の点に留意する。

- ア 同一人に再び同一の表彰は行わない。
- イ 同一人で複数の役職を務めている場合には、役職ごとの年数を加算することができるものとするが、重複する期間を加算することはできない。

(基準日)

**第4条** 前条の従事・在任期間は、当該年度の飯田市社会福祉大会開催日を基準として算出する。

(決定)

**第5条** 表彰者は、各種団体等の長からの推薦内容を表彰審査委員会に諮り、委員会の意見を聴取した上で会長が決定する。

2 表彰審査委員会については、別に定める。

(表彰)

**第6条** 表彰は飯田市社会福祉大会にて行い、表彰状、感謝状を交付するほか、金品を合わせて贈ることができる。

## 附 則

この規程は、令和2年9月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。